

令和3年5月31日

令和3年第2回神奈川県議会定例会

# 産業労働常任委員会資料

(令和3年5月31日付託分)

産業労働局

令和3年度5月補正予算（その2）
------------------

I 令和3年度5月補正予算（その2）総括表【産業労働局関係】	……………	1
II 令和3年度5月補正予算（その2）の内容【産業労働局関係】	……………	2

（注）数字は、表示単位未満切り捨てのため合計と符合しないことがある。

# I 令和3年度5月補正予算（その2）総括表【産業労働局関係】

（一般会計）

（単位：千円）

内 訳 科目	令和3年度 現計予算額 A	令和3年度 5月補正 予算 (その2) B	計 A+B	補正予算額の財源内訳				説 明
				特 定 財 源			一般財源	
				国庫 支出金	県 債	その他		
(款)労働費	7,701,667	0	7,701,667	—	—	—	—	
(項)労政費	4,554,938	—	4,554,938	—	—	—	—	
(項)職業訓練費	2,537,974	—	2,537,974	—	—	—	—	
(項)雇用対策費	339,930	—	339,930	—	—	—	—	
(項)労働委員会 費	268,825	—	268,825	—	—	—	—	
(款)商工費	172,589,457	50,783,015	223,372,472	50,095,757	—	—	687,258	
(項)商工総務費	147,533,911	50,783,015	198,316,926	50,095,757	—	—	687,258	感染症拡大防止協力金事業費
(項)工業費	5,357,450	—	5,357,450	—	—	—	—	
(項)商工金融費	19,698,096	—	19,698,096	—	—	—	—	
小 計	180,291,124	50,783,015	231,074,139	50,095,757	—	—	687,258	
使途を指定しない収入	—	—	—	—	—	—	—	
産業労働局 ・労働委員会計	180,291,124	50,783,015	231,074,139	50,095,757	—	—	687,258	

（特別会計）

中小企業資金会計	2,833,879	—	2,833,879	—	—	—	—	
----------	-----------	---	-----------	---	---	---	---	--

（一般会計＋特別会計）

産業労働局 ・労働委員会合計	183,125,003	50,783,015	233,908,018					
-------------------	-------------	------------	-------------	--	--	--	--	--

## Ⅱ 令和3年度5月補正予算（その2）の内容【産業労働局関係】

### 1 新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金 （飲食店等向け・第11弾／大規模施設等に対する協力金・第2弾）

8款 商工費 1項 商工総務費

#### 感染症拡大防止協力金事業費

##### (1) 目的

まん延防止等重点措置の実施すべき期間が令和3年6月20日まで延長されるとともに、6月1日から、平塚市・小田原市・秦野市を、まん延防止等重点措置区域に加えることに伴う、県からの営業時間の短縮要請に協力していただいた飲食店等及び大規模施設等を支援する。

##### (2) 内容

###### ア 飲食店等

県からの要請に協力し、まん延防止等重点措置区域においては、5時から20時までの時間短縮営業、その他地域においては、5時から21時までの時間短縮営業を行う飲食店等に売上高等に応じた協力金を交付する。

###### イ 大規模施設等

県からの要請に協力し、まん延防止等重点措置区域において、5時から20時又は5時から21時までの時間短縮営業を行う大規模施設等に、事業規模に応じた協力金を交付する。

##### (3) 予算額 50,783,015千円

# 6月1日以降の対応について

(第35回新型コロナウイルス感染症神奈川県対策本部会議資料より)

## 県内地域別新規発生者数(保健所別)

保健所別新規感染者数  
(4月8日～14日)

保健所	新規感染者数 (週合計)	人口10万人当たり 新規感染者数(週合計)
横浜	422	11.23
川崎	276	17.93
相模原	81	11.20
横須賀	22	5.64
藤沢	37	8.47
茅ヶ崎管内	24	8.25
県域	206	9.91
(平塚管内)	31	5.32
(鎌倉管内)	32	10.55
(小田原管内)	52	15.47
(厚木管内)	91	10.63
県合計	1,068	11.59

保健所別新規感染者数  
(4月16日～22日)

保健所	新規感染者数 (週合計)	人口10万人当たり 新規感染者数(週合計)
横浜	623	16.57
川崎	411	26.69
相模原	95	13.13
横須賀	33	8.43
藤沢	45	10.31
茅ヶ崎管内	34	11.69
県域	304	14.63
(平塚管内)	50	8.53
(鎌倉管内)	57	18.81
(小田原管内)	33	9.81
(厚木管内)	164	19.16
県合計	1,545	16.76

保健所別新規感染者数  
(4月28日～5月4日)

保健所	新規感染者数 (週合計)	人口10万人当たり 新規感染者数(週合計)
横浜	666	17.72
川崎	399	25.92
相模原	77	10.65
横須賀	55	14.09
藤沢	59	13.51
茅ヶ崎管内	42	14.44
県域	271	13.04
(平塚管内)	60	9.61
(鎌倉管内)	54	18.46
(小田原管内)	17	6.54
(厚木管内)	140	18.23
県合計	1,569	16.80

保健所別新規感染者数  
(5月18日～5月24日)

保健所	新規感染者数 (週合計)	人口10万人当たり 新規感染者数(週合計)
横浜	764	20.33
川崎	435	28.26
相模原	93	12.86
横須賀	52	13.32
藤沢	44	10.07
茅ヶ崎管内	53	18.22
県域	332	15.98
(平塚管内)	111	19.05
(鎌倉管内)	25	8.24
(小田原管内)	55	16.36
(厚木管内)	141	16.48
県合計	1,773	19.24

# 県内市町村の新規感染者の発生状況①

市町村	保健所	4/16-4/22		4/28-5/4		5/18-5/24	
		新規報告数	人口10万人 当たり	新規報告数	人口10万人 当たり	新規報告数	人口10万人 当たり
横浜市	横浜	623	16.57	666	17.72	764	20.33
川崎市	川崎	411	26.69	399	25.92	435	28.26
相模原市	相模原	95	13.13	77	10.65	93	12.86
横須賀市	横須賀	33	8.43	55	14.09	52	13.32
藤沢市	藤沢	45	10.31	59	13.51	44	10.07
茅ヶ崎市	茅ヶ崎	29	11.97	36	14.85	41	16.92
寒川町		5	10.31	6	12.36	12	24.73
平塚市		11	4.27	23	8.93	74	28.72
二宮町	平塚	4	14.51	1	3.63	3	10.89
大磯町		8	25.68	2	6.43	1	3.21
秦野市		11	6.69	7	4.26	21	12.78
伊勢原市	秦野	23	22.52	29	28.41	12	11.75
鎌倉市		25	14.48	31	17.93	10	5.78
逗子市	鎌倉	7	12.29	6	10.53	7	12.28
葉山町		4	12.69	2	6.34	5	15.85
三浦市	三崎	6	14.32	5	11.96	3	7.18
小田原市		19	10.04	10	5.29	29	15.34
箱根町	小田原	0	0	0	0.00	2	18.31
湯河原町		0	0	2	8.52	6	25.55
真鶴町		0	0	0	0.00	1	14.87
南足柄市		1	2.42	0	0.00	3	7.27
山北町		0	0	1	10.49	2	20.89
中井町	足柄上	0	0	0	0.00	0	0.00
大井町		1	5.86	0	0.00	9	52.75
松田町		5	46.79	0	0.00	3	28.08
開成町		4	22.00	2	10.99	0	0.00
厚木市		46	20.52	43	19.21	38	16.98
海老名市	厚木	26	19.20	32	23.61	33	24.34
座間市		13	9.94	14	10.71	16	12.24
愛川町		4	10.18	3	7.64	4	10.19
清川村		0	0	1	32.84	0	0.00
大和市	大和	42	17.57	21	8.78	32	13.38
綾瀬市		14	16.60	19	22.55	18	21.36

人口10万人あたりの新規感染者数(人)	
25人以上(ステージⅣ)	
15人~25人(ステージⅢ)	
10人~15人(ステージⅡ)	
既にまん延防止等重点措置の適用地域	

Kanagawa Prefectural Government

# 飲食店及び駅別乗車人数の状況

業態	飲食店等
市町村全体	56,617
1 横浜市	21,796
2 川崎市	8,672
3 相模原市	3,632
4 藤沢市	3,191
5 横須賀市	3,053
6 鎌倉市	2,082
7 平塚市	1,963
8 大和市	1,798
9 小田原市	1,617
10 厚木市	1,489
11 茅ヶ崎市	1,414
12 秦野市	796

業態	飲食店等
13 海老名市	737
14 座間市	573
15 伊勢原市	552
16 三浦市	419
17 箱根町	415
18 湯河原町	344
19 逗子市	302
20 寒川町	268
21 綾瀬市	264
22 葉山町	239
23 愛川町	180
24 南足柄市	141
25 二宮町	139
26 大磯町	107
27 大井町	102
28 松田町	91
29 開成町	90
30 真鶴町	56
31 清川村	35
32 山北町	34
33 中井町	26

令和元年度における1日平均の線区別・駅別乗車人数  
(JR東日本 東海道本線)

駅名	乗客数	所在市町村名
横浜駅	419,440	横浜市
川崎駅	215,234	川崎市
武蔵小杉駅	129,194	川崎市
戸塚駅	112,598	横浜市
藤沢駅	108,873	藤沢市
大船駅	98,926	鎌倉市
鶴見駅	80,794	横浜市
平塚駅	60,941	平塚市
辻堂駅	59,409	藤沢市
東戸塚駅	58,888	横浜市

⋮

小田原駅	33,460	小田原市
------	--------	------

※ 横須賀線、南武線および京浜東北線の駅を含む。

(小田急電鉄 小田原線)

秦野駅	20,987	秦野市
-----	--------	-----

## 措置区域の検討

### ○ 直近1週間(5/18~5/24)の10万人あたりの新規感染者の状況

横浜(20.33) 川崎(28.26) 相模原(12.86) 横須賀(13.32) 鎌倉(5.78) 藤沢(10.07) 茅ヶ崎(16.92) 逗子(12.28) 三浦(7.18)  
厚木(16.98) 大和(13.38) 伊勢原(11.75) 海老名(24.34) 座間(12.24) 綾瀬(21.36) 葉山(15.85) 寒川(24.73)

### ○ 平塚市(28.72)、小田原市(15.34)、秦野市(12.78)は、新規感染者数が多く、10万人あたりの新規感染者の割合が措置区域の市と同程度となっている。

### ○ また、3市は、飲食店数や駅の乗車人数も措置区域の市と同程度である。

感染者の状況、人流、飲食店の集積などから総合的に判断し、**平塚市、小田原市及び秦野市**を措置区域に追加したい。

Kanagawa Prefectural Government

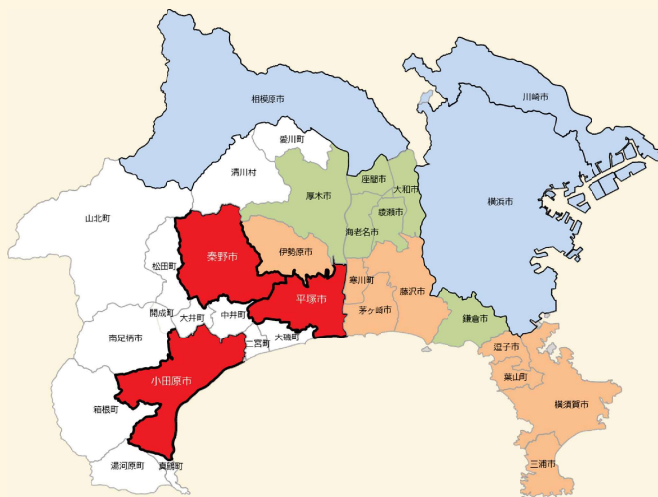
## まん延防止等重点措置を実施する区域(措置区域)と期間

### ○ 横浜市、川崎市、相模原市(4月20日~6月20日)

### ○ 鎌倉市、厚木市、大和市、海老名市、座間市、綾瀬市(4月28日~6月20日)

### ○ 横須賀市、藤沢市、茅ヶ崎市、逗子市、三浦市、伊勢原市、葉山町、寒川町(5月12日~6月20日)

### ○ 平塚市、小田原市、秦野市(6月1日~6月20日)



# 県民への要請

## 県内全域(措置区域+その他区域)

### ○ 生活に必要な場合を除く外出自粛の要請

※生活に必要な場合の例

医療機関への通院、食料・医薬品・生活必需品の買い出し、  
必要な出勤・通学、自宅近隣における屋外での運動や散歩など、  
生活や健康の維持のために必要なもの

- 時短を要請している時間以降の飲食店の利用の自粛
- 感染対策が徹底されていない飲食店の利用自粛の協力要請
- 路上での飲酒(いわゆる路上飲み)やホームパーティー等をしない
- 昼夜を問わずマスク飲食の実践、MASKの基本的な感染防止対策等の徹底
- 感染リスクが高まる「5つの場面」※、在宅勤務、時差出勤などの周知の徹底

※ 5つの場面: 飲酒を伴う懇談会等、大人数や長時間におよぶ飲食、マスクなしでの会話、狭い空間での共同生活、居場所の切り替わり

Kanagawa Prefectural Government

# 事業者への要請(飲食店等)

措置区域 (横浜市、川崎市、相模原市、鎌倉市、厚木市、大和市、海老名市、座間市、綾瀬市、横須賀市、 藤沢市、茅ヶ崎市、逗子市、三浦市、伊勢原市、葉山町、寒川町) (令和3年6月1日からは、平塚市、小田原市、秦野市を追加)	その他区域
○営業時間の短縮要請(法第31条の6第1項) 【時間】5時から20時まで 酒類の終日提供の停止(酒類の持込み含む) カラオケ設備提供の終日停止の要請(飲食を主として業としている店舗の場合)	○営業時間の短縮要請(法第24条第9項) 【時間】5時から21時まで 酒類の提供本数や提供時間制限等 カラオケ設備提供の終日停止の要請(飲食を主として業としている店舗の場合)
○まん延防止等の措置(法第31条の6第1項) <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 従業員に対する検査を受けることの勧奨</li> <li>・ 入場者の感染防止のための整理及び誘導</li> <li>・ 発熱、その他の症状のある者の入場の禁止</li> <li>・ 手指の消毒設備の設置</li> <li>・ 事業所の消毒</li> <li>・ 入場者へのマスク飲食の周知</li> <li>・ 正当な理由なくマスク飲食等の感染防止措置を講じない者の入場の禁止</li> <li>・ 施設の換気</li> <li>・ アクリル板等飛沫を遮ることのできる板等の設置、利用者の適切な距離の確保、飲食を主として業としている店舗に対するカラオケ設備提供の終日停止など飛沫感染防止に効果のある措置</li> </ul>	同左
○必要に応じて以下の措置を講じる。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 要請に応じない事業者への命令(法第31条の6第3項)</li> <li>・ 要請・命令時の公表(法第31条の6第5項)</li> <li>・ 命令のための立入検査等(法第72条)</li> <li>・ 命令違反等に対する過料(法第80条)</li> </ul>	
○全ての店舗へのガイドライン遵守要請(法第24条第9項)	

Kanagawa Prefectural Government



## 事業者(その他の施設)への要請①(時短要請等)

施設区分	措置区域	その他区域
劇場、観覧場、映画館、演芸場 など 集会場、公会堂 など 展示場、貸会議室、文化会館、多目的ホール など ホテル又は旅館(集会の用に供する部分に限る。)	人数上限5000人かつ収容率要件※以下とする ※歓声・声援等が想定されないもの:100%以内 歓声・声援等が想定されるもの:50%以内	5時から21時までの営業時間短縮働きかけ
	床面積の合計が1000平米超:(法第24条9項) 5時から21時※までの営業時間短縮要請 床面積の合計が1000平米以下: 5時から21時※までの営業時間短縮働きかけ ※イベント開催以外の場合は20時まで	
体育館、スケート場、水泳場、屋内テニス場、柔剣道場、ボウリング場、 テーマパーク、遊園地、野球場、ゴルフ場、陸上競技場、屋外テニス場、 ゴルフ練習場、バッティング練習場、スポーツクラブ、ホットヨガ、 ヨガスタジオ、など 博物館、美術館、科学館、記念館、水族館、動物園、植物園 など	人数上限5000人かつ収容率要件※以下とする ※歓声・声援等が想定されないもの:100%以内 歓声・声援等が想定されるもの:50%以内	5時から21時までの営業時間短縮働きかけ
	床面積の合計が1000平米超:(法第24条9項) 5時から20時※までの営業時間短縮要請 床面積の合計が1000平米以下: 5時から20時※までの営業時間短縮働きかけ ※イベント開催の場合は、21時まで	
マーチャン店、パチンコ屋、ゲームセンター など	床面積の合計が1000平米超:(法第24条9項) 5時から20時までの営業時間短縮要請	5時から21時までの営業時間短縮働きかけ
個室ビデオ店、個室付浴場業に係る公衆浴場、射的場、 勝馬投票券発売所、場外車券売場 など スーパー銭湯、ネイルサロン、エステティック業、リラクゼーション業 など	床面積の合計が1000平米以下: 5時から20時までの営業時間短縮働きかけ	
大規模小売店、ショッピングセンター、百貨店、家電量販店 など	床面積の合計が1000平米超:(法第24条9項) 5時から20時までの営業時間短縮要請※ 床面積の合計が1000平米以下: 5時から20時までの営業時間短縮働きかけ※ ※生活必需物資を除く	(生活必需物資を除く) 5時から21時までの営業時間短縮働きかけ

Kanagawa Prefectural Government

## 事業者(その他の施設)への要請②(その他措置)

施設区分	措置区域	その他区域
スーパー、コンビニ、ガソリンスタンド など	感染防止対策の徹底等	
幼稚園、小学校、中学校、高校、保育所、 介護老人保健施設、大学 など	学校等において、感染リスクの高い活動等の制限、大学等における遠隔授業も活用した学修者本位の効果的な授業の実施等を要請	
葬祭場	酒類提供自粛(酒類の店内持込含む。)の働きかけ	
図書館	入場整理の働きかけ	
ネットカフェ、マンガ喫茶 など	入場整理、店舗での飲酒につながる酒類提供(酒類の店内持込含む。)	
銭湯、理容店、美容店、質屋、貸衣装屋、クリーニング店 など	及びカラオケ設備の使用自粛働きかけ	
自動車教習所、学習塾 など	オンラインの活用等の働きかけ	

※具体的な条件については、国の事務連絡によるものとする

Kanagawa Prefectural Government

## 事業者(その他の施設)への要請③(共通事項)

措置区域	その他区域
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 店舗での飲酒につながる酒類提供等(酒類の店内持込含む。)停止等の働きかけ</li> <li>○ カラオケ設備使用自粛等の働きかけ</li> <li>○ 施設内外に混雑が生じることがないように「入場整理」の徹底を働きかけ</li> <li>○ 入場整理を徹底する旨を、ホームページ等を通じて広く周知する。</li> <li>○ 全ての店舗へのガイドライン遵守要請(法第24条第9項)</li> </ul>	

Kanagawa Prefectural Government

## 事業者への要請(イベントの制限)

措置区域	その他区域										
<b>○収容人数等の要請(法24条第9項)</b> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2">収容率</th> <th>人数上限</th> </tr> <tr> <th>歓声・声援等が想定されないもの</th> <th>歓声・声援等が想定されるもの</th> <td rowspan="3" style="text-align: center; vertical-align: middle;">5,000人</td> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・クラシックコンサート</li> <li>・演劇、寄席、古典芸能等 (雅楽、能楽、文楽、歌舞伎、講談、落語等)</li> <li>・展示会 等</li> </ul> </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ロック、ポップコンサート</li> <li>・スポーツイベント 等</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">100%以内 (席がない場合は適切な間隔)</td> <td style="text-align: center;">50%以内 (席がない場合は十分な間隔)</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right; font-size: small;">※具体的な条件については、国の事務連絡によるものとする。</p>		収容率		人数上限	歓声・声援等が想定されないもの	歓声・声援等が想定されるもの	5,000人	<ul style="list-style-type: none"> <li>・クラシックコンサート</li> <li>・演劇、寄席、古典芸能等 (雅楽、能楽、文楽、歌舞伎、講談、落語等)</li> <li>・展示会 等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ロック、ポップコンサート</li> <li>・スポーツイベント 等</li> </ul>	100%以内 (席がない場合は適切な間隔)	50%以内 (席がない場合は十分な間隔)
収容率		人数上限									
歓声・声援等が想定されないもの	歓声・声援等が想定されるもの	5,000人									
<ul style="list-style-type: none"> <li>・クラシックコンサート</li> <li>・演劇、寄席、古典芸能等 (雅楽、能楽、文楽、歌舞伎、講談、落語等)</li> <li>・展示会 等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ロック、ポップコンサート</li> <li>・スポーツイベント 等</li> </ul>										
100%以内 (席がない場合は適切な間隔)	50%以内 (席がない場合は十分な間隔)										
<b>○営業時間短縮の働きかけ</b> <b>【時間】5時から21時まで</b> 酒類の終日提供(利用者による酒類の店内持込みを含む)の停止	<b>○営業時間短縮の働きかけ</b> <b>【時間】5時から21時まで</b> 酒類の提供(利用者による酒類の店内持込みを含む)は11時から20時まで										
<b>○イベント主催者等へのガイドライン遵守要請(法第24条第9項)</b> <b>○入場者の感染防止のための整理誘導の働きかけ</b>											

## その他事業者への要請

### 県内全域(措置区域+その他区域)

#### ○ テレワークの徹底 等

- ・ 「出勤者数の7割削減」について働きかけを行う。
- ・ 感染リスクが高まる「5つの場面」を避けるなど、通勤・在勤時の密を防ぐ取組の働きかけを行う。
- ・ 基本的な感染防止対策の徹底や会食自粛を呼びかけるよう働きかけを行う。

#### ○ 大学や学校への要請

- ・ 大学や学校に対し、学生、生徒への基本的な感染防止対策の徹底や会食自粛を呼びかけるよう要請する。
- ・ 感染防止のための所要の措置を講じることを要請する。
- ・ 特に寮生活、クラブ・部活動など集団行動における感染防止対策の徹底を要請する。
- ・ 発熱等の症状がある学生等が登校や活動参加を控えるよう周知徹底を図るよう要請する。

#### ○ 高齢者施設等への要請

- ・ 高齢者施設等に対し、県又は保健所設置市が行う施設従事者へのPCR検査等の受検を促すよう要請する。

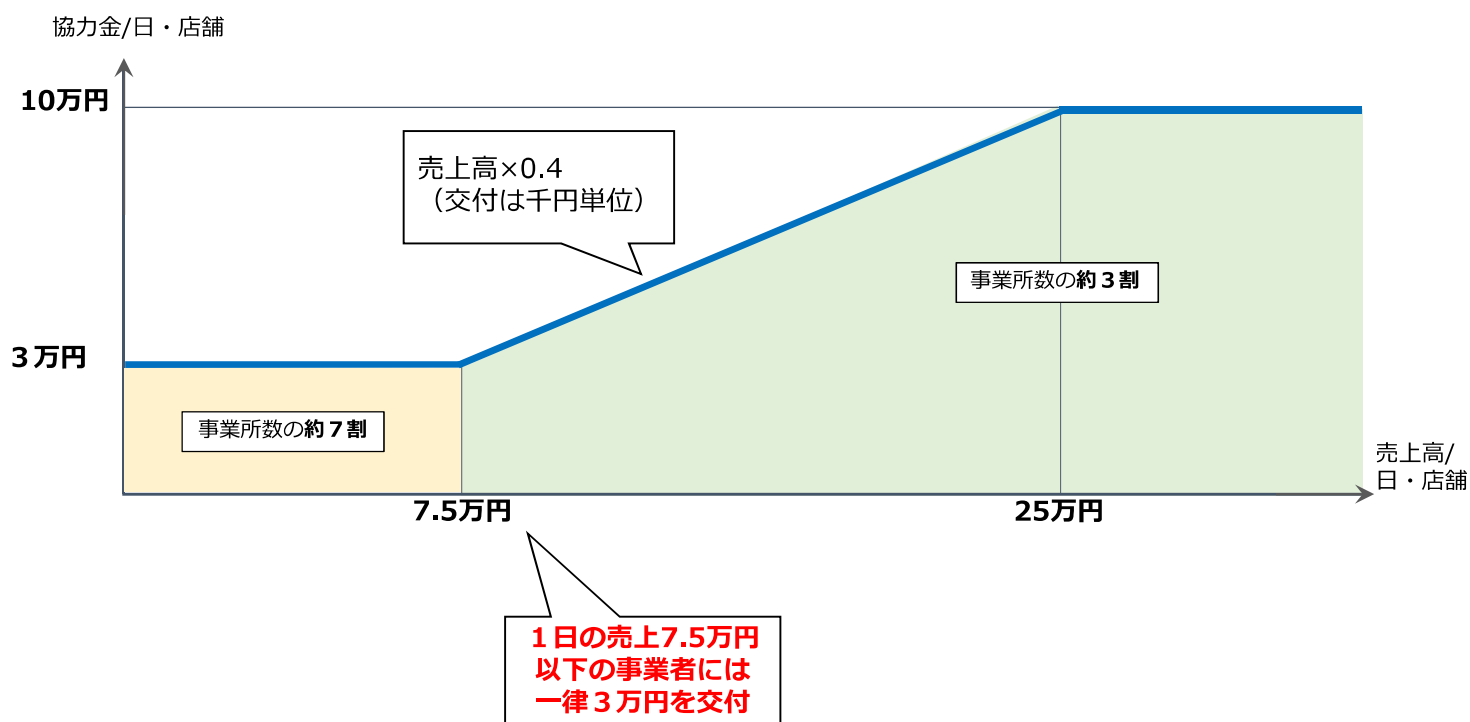
## 参考 2

# 飲食店等に対する協力金（第11弾）について

	まん延防止等重点措置区域	その他区域
適用区域	横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市、鎌倉市、藤沢市、茅ヶ崎市、逗子市、三浦市、厚木市、大和市、伊勢原市、海老名市、座間市、綾瀬市、葉山町、寒川町、 <b>平塚市、小田原市、秦野市</b>	左記以外の県域
要請対象施設	食品衛生法に基づく飲食店営業・喫茶店営業の許可を受けた飲食店等	
協力金の交付要件	6月1日～6月20日の20日間において ・営業時間は5時から20時まで ・酒類の提供を終日停止(酒類の店内持込を含む) ・飲食を主として業としている店舗において、カラオケ設備の利用を終日停止 ・感染防止対策取組書の掲示 ・マスク飲食の推奨	6月1日～6月20日の20日間において ・営業時間は5時から21時まで ・酒類の提供は11時から20時まで ・飲食を主として業としている店舗において、カラオケ設備の利用を終日停止 ・感染防止対策取組書の掲示 ・マスク飲食の推奨
想定対象店舗数	約39,000店舗	約1,000店舗
予算額	協力金 394億6,800万円…①	協力金 8億5,000万円…②
協力金の算定方法	<中小企業> 売上高方式 前(々)年の売上高×0.4 (下限3万円/日、上限10万円/日) <b>※ 最大1万円の特例的上乗せは5月31日で終了</b> <大企業> 売上高減少額方式(中小企業も選択可) 売上高減少額×0.4 (下限なし、上限20万円/日)	<中小企業> 売上高方式 前(々)年の売上高×0.3 (下限2.5万円/日、上限7.5万円/日) <大企業> 売上高減少額方式(中小企業も選択可) 売上高減少額×0.4 (下限なし、上限は「20万円/日」又は「前(々)年の売上高×0.3」のいずれか低い方)

合計 ① + ② + 事務費 8億638万円 = 411億2,438万円

## 「まん延防止等重点措置区域」の売上高方式の運用（中小企業）



## 大規模施設等に対する協力金（第2弾）について

「まん延防止等重点措置区域」の20市町において、事業規模等に応じた協力金を交付する。

	大規模施設	テナント・出店者
<b>交付対象</b>	人流抑制の観点から、特措法第24条第9項に基づく時短要請を行った1,000㎡超の施設 例) 百貨店等大規模小売店、映画館等	左記施設の一部を賃借することにより、当該施設に来場した一般消費者を対象に飲食業以外の事業を営む事業所等
<b>協力金 (日額)</b>	<b>ア 自己利用部分</b> 「時短営業した面積1,000㎡毎に20万円/日」 × 「短縮した時間/本来の営業時間」 <b>90億6,000万円</b>  <b>イ テナント等把握管理分（10店舗以上の場合）</b> 「時短営業したテナント数×2千円/日」 × 「短縮した時間/本来の営業時間」 <b>3,575万円</b>	<b>ア テナント・出店者への協力金</b> 「時短営業した面積100㎡毎に2万円/日」 × 「短縮した時間/本来の営業時間」 <b>3億5,750万円</b>  <b>イ 映画館への加算分</b> 「常設スクリーン数×2万円/日」 <b>1,600万円</b> × 「時短で上映できなくなった回数/本来の上映回数」
<b>予算額</b>	協力金 90億9,575万円 …①	協力金 3億7,350万円 …②

**合計 ①+②+事務費 1億8,938万円 = 96億5,863万円**